

### 第3章 労働組合の資格審査等

#### 第1節 資格審査の概況

##### 1 新規係属件数

令和3年中に全労委に係属した新規係属件数は479件で、2年に比べ96件減少した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが298件で、2年に比べ46件減少している。なお、全体に占める割合は62%となっている。(第40表及び巻末統計表第20表参照)

第40表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率(全労委)

(単位:件、%)

区 分		件数					構成比率				
		29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
事項	新規係属件数	573	554	492	575	479	100	100	100	100	100
	内 委員推薦	140	170	124	168	128	24	31	25	29	27
	内 不当労働行為	380	321	325	344	298	66	58	66	60	62
	内 法人登記	52	58	40	56	47	9	10	8	10	10
	内 総会決議	1	5	3	4	6	0	1	1	1	1
	内 協約拡張適用	0	0	0	3	0	-	-	-	1	-

(注) 令和元年年報において、平成30年における件数を修正したため、平成30年の数値とは一致しない。

このほか、委員推薦が128件で40件の減少、法人登記に伴うものは47件で9件の減少、総会決議に伴うものが6件で2件増加している。

そのうち、中労委における新規係属件数は59件で、全て不当労働行為の再審査申立てに伴うものとなっている(巻末統計表第22表参照)。

##### 2 審査

令和2年からの繰越件数515件、新規係属件数479件の合計994件のうち、適格決定292件、取下又は打切161件、不適格2件で合計455件が終結し、539件が4年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた292件の内訳は、委員推薦に伴うもの126件、不当労働行為救済申立てに伴うもの122件、法人登記に伴うもの37件、総会決議に伴うもの7件、労働協約の拡張適用に伴うもの0件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは2件

である（巻末統計表第 22 表参照）。

## 第 2 節 労調法第 37 条違反被疑事件

労調法第 37 条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越事件、令和 3 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 23 表参照）。

## 第 3 節 労働協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく労働協約の拡張適用についてみると、前年からの繰越が 1 件あり、下記のとおり中労委で審議され、令和 3 年に終結した（巻末統計表第 24 表参照）。

### 1 小委員会における審議

#### （小委員会における審議）

UA ゼンセンヤマダ電機労働組合、ケーズホールディングスユニオン及び UA ゼンセン デンコードーユニオンが、令和 2 年 4 月 22 日付けで株式会社ヤマダ電機、株式会社ケーズホールディングス及び株式会社デンコードーと締結した「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）に関して、同年 8 月 7 日付けで行った拡張適用の申立てについて、引き続き小委員会における審議が行われた。

小委員会は、令和 2 年 10 月 7 日から令和 3 年 7 月 13 日まで 14 回（令和 3 年においては 12 回）開催され、協約当事者である組合、使用者等からヒアリングを行うなどして事実関係の調査が行われ、その結果を踏まえて、本件申立てが労組法第 18 条に規定する要件等を満たすかどうか等について慎重に審議が行われた。

#### （小委員会報告書）

令和 3 年 7 月 13 日の小委員会において、小委員会の調査審議の結果が報告書としてとりまとめられた。小委員会の判断として、(1) 労組法第 18 条第 1 項に規定する要件について、①「一の地域」は、茨城県の県域（本件協約の適用地域から、千葉県内、栃木県内及び福島県内の市町村を除いた地域）とすること、②本件協約の定める「大型家電量販店の無期雇用フ

ルタイム労働者」を「同種の労働者」として問題ないこと、③「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の適用を受けていること、④本件協約は、「一の労働協約」に該当すること、(2)本件協約の拡張適用を行うことは妥当であること、(3)拡張適用の期間は、令和4年4月1日から令和5年5月31日までとすべきであること、などが記載されている。

なお、報告書の末尾には、小委員会の議論の過程で、一部の委員から、本件協約の拡張適用を行うことの妥当性に関し、「全国展開で原則全国同一労働条件で運営している企業同士を対象に、地域を限って地域的拡張適用をすることは、法第18条の適切な適用か。当該地域における競業企業の排除や新規参入排除のための利用が心配される」などとする意見があった旨が記載されている。

## 2 総会における審議及び決議

小委員会報告書に基づき決議（案）が作成され、令和3年7月21日の第1807回定例総会に小委員会報告書とともに提出され、同総会及び同年8月4日の第1808回定例総会において、決議（案）についての審議が行われた。

その審議を経て、令和3年8月4日の第1808回定例総会において、決議（案）について議決が行われた結果、決議（案）を可とするものが否とするものを上回り、決議（案）は可決された。

決議における主文は次のとおりである。

### 主文

令和2年4月22日付けでU Aゼンセンヤマダ電機労働組合、ケーズホールディングスユニオン及びU Aゼンセン デンコーダーユニオンと株式会社ヤマダ電機、株式会社ケーズホールディングス及び株式会社デンコーダーとの間で締結された別紙「年間所定休日に関する労働協約」は、下記により拡張適用することが適当である。

#### 1 適用する労働協約の条項

別紙「年間所定休日に関する労働協約」第2条から第8条までの各条項

ただし、第2条(1)中「次のアからエまで」とあるのは「次のア」とし、同(1)イからエまでを削り、第8条第1項中「2020(令和2)年6月1日から2023(令和5)年5月31日までの3年間」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年5月31日までの間」と、同条第2項中「2020(令和2)年6月1日」とあるのは「令

和4年4月1日」とする。

2 適用する地域

茨城県全域

3 適用する使用者及び労働者

2に記載する地域内において、別紙「年間所定休日に関する労働協約」第2条(2)に定める「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条(6)に定める「適用対象労働者」に該当する者

4 拡張適用の期間

令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

**3 厚生労働大臣の決定・公告**

厚生労働大臣は、中央労働委員会の決議を受けて、令和3年9月22日に官報に公告し、労働協約の拡張適用の決定を行った。